

令和6年能登半島地震の被災者を対象とした市営住宅の一時使用について

令和6年能登半島地震によって被災された方に下記の通り、一時的な住居として市営住宅を使用料免除で3戸提供いたします。

申込は先着順で、提供戸数に達した時点で終了します。

入居できる方は次の条件を備えた方に限ります。

- 令和6年能登半島地震で被災された方
- 申込者及び同居人が暴力団員でないこと。
暴力団員に該当するか否かは警察署にて照会します。

入居手続きに必要な書類

1. 市営住宅一時使用許可申請書
2. 市営住宅一時使用誓約書
3. 本人（同居者含む）確認ができる書類（健康保険証、自動車免許証または官公署が発行した書類等の写し）
4. 災害証明書（官公署が発行する書類）

※一時使用の期間は、6カ月以内とし、1回を限度に更新できる（最長1年の使用）ものとする。

詳しくは、大津市営住宅管理センターまでお問合せ下さい。

【当該地震の被災による入居者への水道料金及び下水道使用料の免除について】

6カ月を限度として、その間に使用された水道料金、下水道使用料を免除します。ただし、被災入居者の事情を考慮し、特に必要がある場合は6ヶ月の範囲内で延長します。

申請の手続きなど、詳しくは下記までお問合せ下さい。

大津市企業局お客様センター 電話番号：077-525-2603

〒520-8575 大津市役所新館1階